

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図ることにより、企業価値の向上を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと認識しています。監査役会設置会社として、迅速かつ確かな経営判断の実施、並びに機動的な業務執行の実現を図るため、執行役員制度を導入する等、経営の効率性・健全性・透明性を高めつつ経営環境の変化に迅速に対応し、競争力を強化する体制の構築に努めています。

【経営理念】

- 1.社会に対する奉仕の心を持ち、常に最高峰(NO.1)を目指す高い志によりすべての人々に信頼される企業体であること
- 2.全社員は常に目標に対して前向きに挑戦し、創造性豊かな企業体であること

【基本方針】

- ・お客さまの要望に耳をかたむけよう
- ・人を大切にしともに成長しよう
- ・新しいことに挑戦しよう

【企業行動指針】

- (1) 法令その他の社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行う。
- (2) 優れたサービスの提供を通じて社会に貢献する。
- (3) 社員の人格・個性を尊重し、ゆとりのある豊かな職場環境を実現する。
- (4) お客様、社員、協力会社、株主、地域等を含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努める。
- (5) 地球環境をより良き状態に保ち、豊かな住みやすい社会作りに貢献する。

詳細については当社ホームページをご参照ください。

【企業理念、基本方針、企業行動指針】

<https://www.bstem.co.jp/company/philosophy/>

【コーポレート・ガバナンス】

<https://www.bstem.co.jp/sustainability/governance/>

【SDGs自社の取り組み目標】

<https://www.bstem.co.jp/sustainability/policy/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2、補充原則3-1 招集通知等開示書類の英訳、議決権行使プラットフォームの活用】

議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳につきまして、当社は、当社株主における海外投資家の比率から実施しておりませんが、今後の海外投資家比率の推移も踏まえ、検討してまいります。

英語による情報提供の実施につきましても、当社株主における海外投資家の比率、費用対効果などを踏まえて引き続き検討してまいります。

【原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、特定技能外国人の雇用や中途採用に積極的に取り組み、性別に拘らず人材を管理職へ登用する等、中核人材の多様性の確保に努めておりますが、自主的かつ測定可能な目標の設定及びその開示については今後検討してまいります。また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針を策定し、社内環境の整備を進めるとともに、開示の方法についても検討してまいります。

【補充原則2-5 経営陣から独立した内部通報窓口の設置】

当社は、コンプライアンス規程及び内部通報要領を制定し、職制を超えて直接通報・相談できるコンプライアンス相談窓口を設置することにより、従業員等が不利益を被ることなく違法又は不適切な行為等を通報できる体制を整えております。この体制が有効に機能していると考えていることから、経営陣から独立した窓口は設置しておりません。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組等】

当社のサステナビリティに関する取組については当社ホームページに開示しております。

<https://www.bstem.co.jp/sustainability/policy/>

人的資本や知的財産への投資に関し、人材教育や過去の経験に培われたノウハウを含めた知的財産の集約・社内継承に注力しておりますが、

情報開示の方法については今後検討してまいります。

【原則4-1、原則5-2、補充原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現在、中期経営計画を公表しておりません。なお、今後、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況を含む中期経営計画の公表について検討してまいります。

【補充原則4-1 CEO等の後継者計画】

当社は、次世代の経営幹部を執行役員に登用し、計画的にグループの重要な役職を経験させ、また、多様な部門で重要な経験を積ませることにより、企業経営に必要な資質を育てております。そのうえで次期最高経営責任者等の後継者の計画については、次世代経営幹部の中から、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資する最適な人物を選出し後継者とするべく、代表取締役が十分な時間と資源をかけ、責任をもってあたっております。

【補充原則4-2 人的資本・知的財産への投資等の実効的な監督】

取締役会は、SDGsやISO14001等の活動を通じて、自社のサステナビリティを巡る取組みを積極的に推進しておりますが、中長期的な企業価値向上のための基本的な方針の策定や人的資本・知的財産への投資等の重要性等の観点から踏まえた実効的な監督の方法・体制づくりについては今後検討してまいります。

【補充原則4-3 CEOの選解任手続】

当社は、CEOを解任するための手続を定めておりませんが、法令・定款に違反する行為や健康上の理由により職務の継続が困難になった場合等、CEOに解任すべき事情が生じた場合には、取締役会で議論し、決定することとしています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社には、独立社外取締役1名、独立社外監査役3名が在籍しております。独立社外取締役は1名ですが、同氏は、業界に精通した弁護士であり、取締役会においては、同氏からの中立的な立場での意見を踏まえた活発な議論がなされております。また、当社の役員は11名中4名が独立社外役員で構成され、十分に経営の監視及び監督は機能しているものと判断しております。

【補充原則4-10 任意の諮問委員会の設置】

当社は、現状、取締役会における独立社外役員の役割は有効に機能していると考えているため、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会を設けておりません。今後、重要な事項を検討するに当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得る方策の一つとして、指名委員会・報酬委員会を設置することも検討してまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件、補充原則4-11 取締役会の実効性評価】

取締役は現在7名、うち1名が独立社外取締役であり、年齢・職歴に関わらず、豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通している者などを助案して選任し、知識・経験・能力のバランスを備え、多様性と適正規模を両立した構成となっております。また、監査役は現在4名、公認会計士として財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名選任しております。ジェンダーや国際性を含む多様性については今後の検討課題と認識しており、候補者の育成・選定に努めてまいります。

当社の取締役会は、常勤監査役や社外監査役が出席し、また、社外役員も重要な事項に関する検討にあたって適切に関与し、助言しているため、その実効性は確保されていると考えておりますが、よりよい意思決定機関となるための指標となるよう、実効性の分析・評価結果の手法も含めて今後も引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会の構成】

当社は取締役会での議論の実効性を高めるために、取締役会の少人数体制を維持し、社外取締役及び社外監査役を選任し、経営の透明性と健全性の維持に努めております。

また持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性及び規模を最適とする方針です。

またジェンダーや国際性を含む多様性については今後の検討課題と認識しており、候補者の育成・選定に努めてまいります。

現在の取締役の員数は7名で、経営全般、経理財務関係、営業関係、総合ビル管理の現場等の知識・経験・能力に優れた者でバランス良く構成されており、独立社外取締役も経営経験を有しておりますが、取締役会が備えるべきスキル等の特定、開示の方法については今後検討してまいります。

【原則4-14、補充原則4-14、補充原則4-14 役員トレーニング】

当社は、取締役・監査役の就任時に、当社の役員として必要な知識の習得するための研修を実施しています。なお、就任後、継続的なトレーニング機会の提供等を含むトレーニングの方針につきましては、今後、外部研修への参加や外部の専門家を講師とする研修の機会を設ける等、取締役・監査役各々が自身の役割と責務を果たすための十分な知識の体得や更新に努められるよう支援する方針を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、営業推進や安定的な取引関係の維持等取引先との関係強化が当社グループの事業拡大に資すると見込まれる場合に、以下の「政策保有株式の保有と縮減にかかる基本方針」に沿って、その保有意義や経済合理性を十分に審議検討のうえ、上場会社の株式を政策的に保有することとしております。政策保有株式については、銘柄毎に事業上の取引関係等当社との関係性に加え、株主総利回り、配当利回りといった定量的指標を助案し、継続保有にかかる妥当性を定期的に検証したうえで、保有の合理性を、毎年2月開催の経営企画会議に諮り、取締役会に報告、その内容を検討することとし、検討の結果、保有要件を満たさない株式は縮減することとしております。また、当該株式に係る議決権の行使については、その議案が当社の中長期的な企業価値向上に資するか、当該会社の健全な経営に資するかなど、当社の保有方針に沿うか、個々の株式に応じて、経理部担当執行役員が総合的に判断したうえ、行使します。その結果については、前記経営企画会議に諮り、検証して、続く取締役会に報告することにより、継続保有にかかる判断材料の一つとしております。

「政策保有株式の保有と縮減にかかる基本方針」

上場会社たる取引先との関係強化が、当社グループの事業拡大に資する場合に、その保有意義や経済合理性を十分に審議検討のうえ、当該上場会社の株式を政策的に保有する。同株式については、銘柄毎、事業上の取引関係に加え、定量的指標を助案して、継続保有にかかる妥当性を定期的に検証したうえで、取締役会にて保有継続の適否を判断、保有要件を満たさない株式は縮減することを基本方針とする。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者との間で取引を行う場合には、法令及び取締役会規則に基づいて、当社との利益相反を防止し、取引の公平性・公正性を

図る観点から、重要度に応じて取引の合理性や取引条件について、あらかじめ取締役会において説明した上で、承認決議を得ることにより、監視しています。また、当該取引を実施した場合には、取引の内容について取締役会に報告することとしています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成のための福利厚生の一環として企業型確定拠出年金制度を導入しており、入社時には制度の説明を行い運用の確認を行っています。

【原則3-1 情報開示の充実】

経営理念等については、当社ホームページにて開示しております。

<https://www.bstem.co.jp/company/philosophy/>

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」における、「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬は、基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬(社外取締役については基本報酬及び賞与に限る)で構成されており、企業価値の持続的な向上を図るよう十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役会は、個人別報酬額の具体的内容の決定を代表取締役社長に委任し、代表取締役社長は、取締役会と協議しながら、株主総会で決議された年間報酬総額の範囲内で、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の配分を適切に決定しております。

譲渡制限付株式報酬は、取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、株主との価値共有を目的に導入した制度で、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、毎年、一定の時期に支払うこととしております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役及び監査役の選解任基準は、以下のとおりです。

取締役候補者

当社の経営、財務、会計、営業に精通し、かつ当社取締役として相応しい知識、経験、能力を有するとともに、経営者として幅広い見識と高い倫理観、遵法の精神を持つ者を選任基準としています。

社外取締役候補者

企業経営経験あるいは法務又は会計・税務に経験・識見が豊富であり、かつ当社取締役として相応しい知識・経験・能力を有する者を選任基準としています。

監査役候補者

当社や当社が属する業界の実情に通じ、かつ情報収集能力及び監査能力が高い者を選任基準としています。

社外監査役候補者

企業経営経験、又は法務もしくは会計・税務等に精通し、かつ当社監査役に相応しい知識、経験、能力を有し、中立的・客観的視点から経営の監査を行い得る者を選任基準としています。

各候補者の指名にあたっては、取締役会において、社外取締役・社外監査役の助言、確認を得たうえで十分な審議を行い、候補者を決定することとしております。

監査役候補者の指名については、予め候補者について監査役会の同意を得ることとしております。

なお代表取締役を含む経営陣について、上記の選定基準を満たさないことが明らかとなった場合、(法令違反等の事由)が認められた場合などに、取締役会において解任議案に係る議論を開始し、必要に応じて、解任を決議いたします。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

各取締役・監査役の選任理由は以下のとおりです。

1 取締役

鴻 義久:同氏は、1992年6月以来、当社代表取締役社長として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督を適切に行っており、今後当社の代表取締役会長として、代表取締役社長を支えていくに相応しい経験と能力を有しております。

免出一郎:同氏は、これまで金融機関や不動産販売会社、不動産管理会社の役員を歴任し、不動産関連企業の営業・管理業務経験から当社顧客群とよりリレーションを持つ他、代表取締役として複数の企業の経営に携わった実績を有し、当社の代表取締役社長に相応しい経験と能力を有しております。

鴻 義典:同氏は、当社執行役員として神奈川本部長、経営企画室長、技術統括本部長を歴任し、現在は、取締役副社長執行役員として、経営企画本部、品質管理推進部において主導的役割を果たすとともに、代表取締役を適時補佐する等、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

熊谷正弘:同氏は、当社執行役員として、千葉支店長、技術統括本部長、協栄ビル管理(株)代表取締役副社長を歴任し、現在は常務執行役員東京本部担当として、同本部において主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

山口勝一:同氏は、金融機関において支店長を務めた経験を有し、また、当社の執行役員として営業本部副本部長、営業開発部長を歴任し、現在は常務執行役員として、神奈川本部において主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

松谷浩幸:同氏は、金融機関において支店長を務めた経験を有し、また、当社の執行役員として営業企画担当、営業本部副本部長を歴任し、現在も執行役員営業本部担当(環境ソリューション推進室長兼務)として、同本部において主導的役割を果たしており、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。

布施明正:同氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行することに適任であります。

2 監査役

本橋 孝:同氏は、事業管理部長、品質管理部長を歴任し、当社の事業や業界の実情にも通じており、また過去に監査室長として内部監査で主導的役割を果たすなど、当社の常勤監査役に相応しい経験と能力を有しております。

佐藤為昭:同氏は、公認会計士として培われた専門的かつ豊富な経験と幅広い見識を持ち、一般株主の視点、及び客観的な立場からチェック機能を果たすことができます。

小川 晃:同氏は、官庁における幹部としての豊富な経験と幅広い見識を持ち、一般株主の視点、及び客観的な立場からチェック機能を果たすことができます。

佐藤秀敏:同氏は、官民それぞれの分野における幹部としての豊富な経験と幅広い見識を持ち、一般株主の視点、及び客観的な立場からチェック機能を果たすことができます。

【補充原則4-1 経営陣への委任】

取締役会は、法令に規定する事項及び取締役会規則に規定する事項(会社の業務執行に係る重要事項等)の意思決定を行い、その他の業務執行については、職務分掌権限規程に基づき、各取締役執行役員、執行役員、部門長等の経営陣にその決定を委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の資格を充たし、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しております。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

当社の取締役の、他の会社との主な兼任状況については、有価証券報告書に開示しております。

<https://www.bstem.co.jp/wp-content/uploads/2022/06/第60期202203有価証券報告書.pdf>

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、株主との建設的な対話を促進するために、次のとおり、体制を整備し、株主との対話に関する取組みを行っています。

- () 当社はIR担当の執行役員を選任しており、当該IR担当役員が株主との対話に関して管掌しております。
- () 株主との対話を実施するに際しては、IR担当役員が関係部署と連携し、関連する情報を収集・共有しております。
- () 個別面談以外の対話の手段としては、電話や電子メールによるIR取材への対応の他、ウェブ問い合わせ窓口の設置等、株主との対話の充実に努めております。
- () 株主との対話で得られた株主の意見等については、IR担当者から取締役会に向けて、定期的に報告しております。
- () 株主や投資家との対話の際は、社内規程に従い、情報管理の徹底を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社おとり	154,753	16.07
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	85,900	8.92
株式会社ハリマビステム	70,535	7.32
ハリマビステム社員持株会	58,136	6.14
光通信株式会社	58,900	6.11
中央日本土地建物株式会社	36,800	3.82
鴻 義久	34,000	3.53
三菱UFJ信託銀行株式会社	25,300	2.62
株式会社みずほ銀行	25,282	2.62
ビステム役員持株会	25,205	2.61

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
布施 明正	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

布施 明正	○	布施明正法律事務所所長 過去に当社が当事者となる訴訟の代理人を務めておりますが、その弁護士報酬に金額の重要性はありません。 独立役員に指定しております。	弁護士として経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であることからです。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は取締役の職務執行状況の監督、会計監査人は会計処理状況のチェック、また内部監査部門としては内部監査部が業務活動全般のチェックをそれぞれ実施する立場から情報交換・相互連携を図り、監査・監督体制の確立に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 為昭	公認会計士													○
小川 晃	他の会社の出身者													○
佐藤 秀敏	他の会社の出身者													○

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 為昭	○	独立役員に指定しております。	公認会計士として培われた専門的かつ豊富な経験と幅広い見識を持ち、一般株主の視点、及び客観的な立場からチェック機能を果たし得ると判断できることからです。
小川 晃	○	独立役員に指定しております。	官庁における幹部としての豊富な経験と幅広い見識を持ち、一般株主の視点、及び客観的な立場からチェック機能を果たし得ると判断できることからです。
佐藤 秀敏	○	独立役員に指定しております。	官民それぞれの分野における幹部としての豊富な経験と幅広い見識を持ち、一般株主の視点、及び客観的な立場からチェック機能を果たし得ると判断できることからです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

2022年度より、取締役(社外取締役を除く)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、毎年、一定の時期に支払うこととしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額 125百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るよう十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、担当職務、各期の業績、貢献度等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう協議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、協議内容に従って決定をしなければならないこととします。

4. 株式報酬に関する事項

譲渡制限付株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として、株主総会において承認された報酬枠の範囲内で、毎年、一定の時期に支払うこととしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役から求めがある場合、監査役の職務執行を補助するものとして、内部監査部から補助する者を任命する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、迅速かつ確かな経営判断の実施並びに機動的な業務執行の実現を図るため、少人数体制による取締役会の運営と執行役員制度を導入しております。現在の体制は取締役が7名、執行役員14名(うち取締役兼務者4名)となっております。

取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。取締役のうち社外取締役は1名(法律専門家)選任し、業務執行の適法性をはじめとした経営の監督機能を高めております。

経営企画会議は、月1回開催し、業務執行に関する重要事項や取締役会に付議すべき事項の決定等を行い、業務執行の具体的統制を行っております。なお、経営企画会議の構成は、取締役、常勤監査役及び執行役員であります。

コンプライアンス委員会は、法令や企業行動指針等の遵守すべき事項に関する業務を行い、重要な事項について、取締役会への付議や報告、諮問を行っております。

監査役監査につきましては、4名の監査役(うち3名が社外監査役)が月1回の監査役会を開催し、公正な監査を行う体制を整えております。

なお、会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツの水野雅史・岩下万樹の両氏であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、毎月の監査役会における公正な監査の実施、社外取締役及び社外監査役によるガバナンス全般のチェックやコンプライアンス委員会による法令等遵守体制の徹底により、経営監視機能の客観性及び中立性が十分に確保される体制が整っていることから、現状の体制を採用しております。

なお、社外取締役及び社外監査役につきましては、独立性の高い所謂独立役員の選任を基本としております。また、法律の専門家、財務・会計に豊富な経験を持つ社外役員の選任も行っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々へ迅速な情報提供を行うため、株主総会招集通知の早期発送に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ「投資家の皆様へ」のページにおきまして、決算資料・財務データ・株主通信等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部法務課がIRを担当しております。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動指針に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全に対する取組は、重要な経営課題として当社の経営の基本方針の一つに位置付けております。また、環境に配慮する観点から、省エネルギーや地球温暖化防止に関する提案活動を継続して行っております。

内部統制システム等に関する事項

1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会決議により、当社グループの会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を定め、会社の業務の適法性、効率性の確保並びにリスクの管理に努めております。コンプライアンス体制の整備に関しましては、当社は、職務の執行が法令及び定款に適合することや業務の適正性を確保する観点から、常設の機関として社内委員6名・社外委員1名からなるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立、浸透、定着を目指しております。同委員会によるコンプライアンスに関する方針、施策の決定、並びに事務局による相談受付やモニタリングの体制を敷いております。リスク管理体制の整備につきましては、当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理体制及び管理の状況を分析し、業務に係る最適なリスク管理体制に資する適切な対策を講じております。リスクが顕在化した際には、リスク管理委員会を設置し、迅速な対応を図ることとしております。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制として、コンプライアンス規程を制定し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除することとしております。反社会勢力への対応は、総務部を統括部署としており、事案発生時には、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的に対応する体制としております。また、平素から外部専門機関との連携を図り情報収集に努めております。

その他

1.買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

業績向上による株価上昇と株式時価総額の拡大、並びに株主やステークホルダーの方々との良好な関係の維持・発展を基本方針としております。

2.その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(適時開示に係る組織等)

当社は情報開示担当役員(執行役員総務部長)のもと、総務部法務課が情報開示主管部署として業務を担当しております。なお、社内体制のチェック機能として監査役と内部監査部が連携して、内部管理体制の整備、向上を図っております。

(会社情報の集約及び管理)

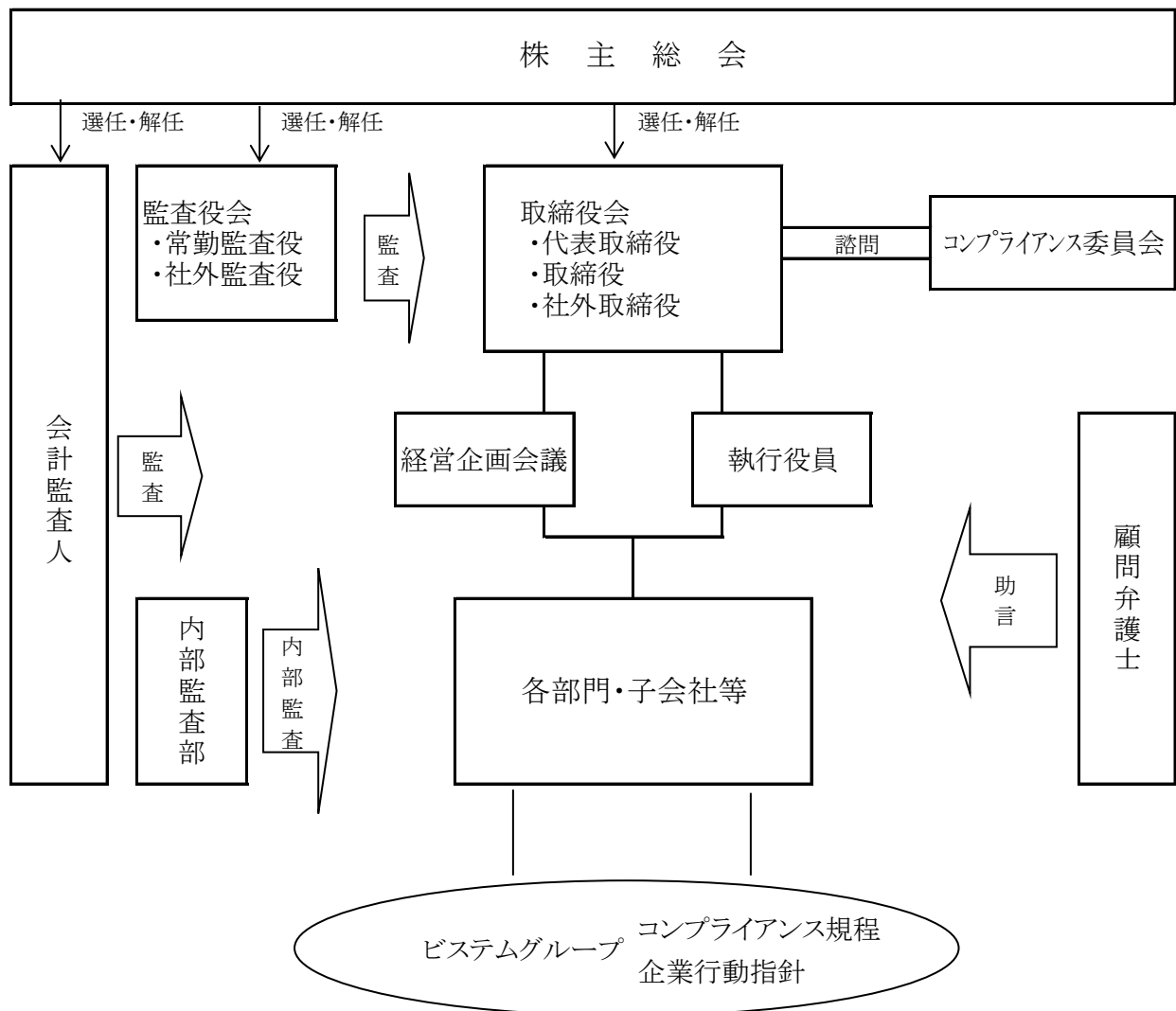
適時開示の対象となる重要情報等は、情報開示担当役員及び総務部法務課に報告する社内ルールとなっており、情報開示主管部署が一元的に会社情報を把握できる体制としております。また、重要情報等は、インサイダー取引情報として内部者取引防止社内規則により、不公正取引の防止に努めております。

(開示決定ならびに公表)

会社情報の開示は、適時開示規則等に基づき取締役会の内容確認及び承認により決定し、速やかに公表しております。なお、公表にあたっては、T D n e tへの登録を行うとともに、報道機関等への公表(記者クラブでの資料配布・記者会見)を行うなど、投資者への適時適切な情報開示に努めております。

参考資料: 模式図

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】

